

## 介護保険法に基づく指定事業者の指定の取消しについて

### 1 概要

次の事業所について監査等を実施した結果、不正の手段による指定申請等の事実が認められたため、介護保険法第 78 条の 10 及び第 115 条の 45 の 9 に基づき、指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定を取り消すもの。

### 2 対象事業者及び事業所

(1) 事業者 法人名 盛晃販売株式会社

(2) 事業所 名称 尼崎リハビリセンター園田

所在地 兵庫県尼崎市東園田町五丁目 6 0 番地の 1 ウィズ東園田 1 0 5 号

事業の種類 地域密着型通所介護（指定年月日：平成 28 年 10 月 1 日）

第一号通所事業（指定年月日：平成 29 年 4 月 1 日）

3 指定取消日 平成 31 年 3 月 20 日（取消処分の効果は指定の日に遡及する。）

### 4 指定取消の理由

(1) 地域密着型通所介護

ア 不正の手段による指定

新規指定申請時に、常勤の生活相談員として勤務する予定のない者を、常勤の生活相談員として申請書類に記載し、人員基準を満たしているかのような虚偽の申請を行い、不正の手段により指定を受けた。

イ 不正又は著しく不当な行為

平成 29 年 3 月 1 日付の運営規程の変更届において、常勤の生活相談員ではない非常勤の者を常勤と記載し、人員基準を満たしているかのような虚偽の届出を行った。

(2) 第一号通所事業

ア 不正の手段による指定

新規指定申請時に、常勤の生活相談員として勤務できる者がいないにもかかわらず、常勤の生活相談員を配置しているとして申請書類に記載し、人員基準を満たしているかのような虚偽の申請を行い、不正の手段により指定を受けた。

### 5 介護報酬等の返還

指定時から指定取消日までの期間において、不正に請求し支払いを受けた介護給付費及び事業給付費を返還させるほか、当該介護給付費返還額に 100 分の 40 を乗じて得た加算額を徴収する。

【返還額】 合計 約 3,230 万円

(地域密着型通所介護：約 1,780 万円、第一号通所事業：約 1,450 万円)

以上

## 介護保険法に基づく指定事業者の指定の取消しについて

### 1 概要

次の事業所について監査等を実施した結果、不正の手段による指定申請等の事実が認められたため、介護保険法第 77 条第 1 項及び第 115 条の 45 の 9 に基づき、指定居宅サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定を取り消すもの。

### 2 対象事業者及び事業所

(1) 事業者 法人名 盛晃販売株式会社

(2) 事業所 名称 介護ステーションういず

所在地 兵庫県尼崎市東園田町五丁目 6 0 番地の 1 ウィズ東園田 1 0 3 号

事業の種類 訪問介護（指定年月日：平成 29 年 1 月 1 日）

第一号訪問事業（指定年月日：平成 29 年 4 月 1 日）

3 指定取消日 平成 31 年 3 月 20 日（取消処分の効果は指定の日に遡及する。）

### 4 指定取消の理由

#### (1) 訪問介護

##### ア 不正の手段による指定

新規指定申請時に、勤務する予定のない者を管理者及び訪問介護員として、非常勤のサービス提供責任者を常勤として申請書類を記載し、人員基準を満たしているかのような虚偽の申請を行い、不正の手段により指定を受けた。

##### イ 虚偽報告

実際には訪問介護を行っていない訪問介護員が、訪問介護を行ったかのような虚偽のサービス実施記録簿を作成し、監査において提出した。

##### ウ 虚偽答弁

実際には訪問介護員として勤務していない者について、「訪問ヘルパー」であると、監査において虚偽の答弁を行った。

##### エ 不正又は著しく不当な行為

平成 29 年 2 月 1 日付の管理者の変更届において、勤務する予定のない者を訪問介護員として記載し、また非常勤のサービス提供責任者を常勤として記載し、人員基準を満たしているかのような虚偽の届出を行った。

#### (2) 第一号訪問事業

##### ア 不正の手段による指定

訪問事業責任者として勤務する予定のない者を指定申請書に記載し、人員基準を満たしているかのような虚偽の申請を行い、不正の手段により指定を受けた。

##### イ 人員基準違反

訪問事業責任者を 1 名以上配置しなければならないが、指定時以降一度も配置しなかった。

5 介護報酬等の返還

指定時から指定取消日までの期間において、不正に請求し支払いを受けた介護給付費及び事業給付費を返還させるほか、当該介護給付費返還額に 100 分の 40 を乗じて得た加算額を徴収する。

【返還額】 合計 約 420 万円

(訪問介護：約 400 万円、第一号訪問事業：約 20 万円)

以 上

問い合わせ先
介護保険事業担当課（指定取消・返還金に関する事） 06-6489-6322
法人指導課（監査に関する事） 06-6489-6321